

江東西あおいろ会報2・3月号

公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876
<https://nishiaoiro.jp/>



←最新の情報は
はこちらから

決算・確定申告相談会 開催中

【複式簿記で記帳されている方はご注意ください!】

会計ソフトを使用されている方、複式簿記で記帳されている方は、必ず確定申告予約期間中にご予約の上、ご来会ください。3/13(水)・3/14(木)・3/15(金)の3日間は、**会計ソフトを利用されている方、複式簿記で記帳されている方はお受けできません。**

予約期間中にご来会いただけないと、**電子申告(税理士による代理送信)を行うことができません。つまり、最高65万円の青色申告特別控除を受けられませんので、予めご了承ください。**

【予約日の変更について】

体調がすぐれないなど、やむを得ない場合は予約日の変更をお受けいたします。ただし、上記記載のとおり、複式簿記等で記帳されている方はご注意ください。既に予約が埋まってきております。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

【感染症対策について】

当会では、会員の皆様および従業員の健康と安全を考慮し、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止対策を実施しております。

感染防止の為、従業員は手洗い、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクを着用し、相談業務を行っております。

ご来会の際は、マスクの着用は必須ではありませんが、37.5℃以上ある方や風邪症状(微熱を含む発熱・咳・のどの痛み・くしゃみ・鼻水等)、全身倦怠感など体調がすぐれない方は、当日のご利用をご遠慮いただき、予約日の変更をお願いします。

【決算申告の注意事項】

決算申告相談期間中は、帳簿のつけ方・会計ソフトの入力方法・消費税インボイス制度など、申告以外の質問については対応することができません。4月以降にご予約のうえ、ご相談ください。皆様のご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

各会議・行事のご報告

12月

- 12 (火) 育青部忘年会
- 19 (火) 第3支部忘年会

1月

- 10 (水) 三役会
- 16 (火) 広報出陣式
- 18 (木) 会計報告会
- 22 (月) 理事会
- 22 (月) 源泉所得税納期
- 23 (火) 新年賀詞交歓会
- 23 (火) 決算申告相談開始
- 31 (水) 固定資産税(償却資産)申告期限

これからの予定

2月

- 5 (月) 青色コーナー運営委員会
- 16 (金) 確定申告開始

3月

- 4 (月) 三役会
- 15 (金) 所得税確定申告期限
- 16 (土) 創立記念日
- 18 (月) 理事会

固定資産税等の軽減措置

東京都議会から、固定資産税等の軽減措置の要望について継続することが発表されました。会員の皆様の継続要望運動に対するご協力が御礼を申し上げます。

【固定資産税及び都市計画税の軽減措置】

の継続に関する決議

我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、長引く原材料価格の高騰や円安の影響等による物価の上昇が、都民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしている。こうした中、23区の地価水準は全国と比較して依然として高く、基準地価格も上昇するなど、固定資産税等の税負担が更に大きくなることが見込まれる。

都は、これまで独自に固定資産税等の軽減措置を実施することと税負担の緩和を図り、都民の暮らしや中小企業の事業継続等を支援してきた。

今、これらの軽減措置を廃止することは、都民や厳しい経営状況にある中小企業者等に対し、多大な税負担増を求めることになりかねない。

よって、東京都議会は、23区に住み、働く、都民や中小企業者等の税負担感に配慮する観点から、次の事項を実施するよう強く求めるものである。

1 商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引下げを令和6年度も継続すること。

2 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を

令和6年度も継続すること。

3 小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置を令和6年度も継続すること。

4 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税等の軽減措置を令和6年度も継続すること。

以上、決議する。

令和5年12月20日

東京都議会

相続登記の義務化

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

①相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

②遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

①と②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

詳しくは東京法務局ホームページをご覧ください。

確定申告広報出陣式

1月16日、e・i・T・a・xの
利用推進・インボイス制度の周
知・申告書の早期提出及び期限
内納付等の広報について、江東
西税務署から協力依頼状を頂
戴しました。

江東西・江東東納税貯蓄組合
連合会、江東西・江東東青色申
告会の4団体が協力し、広報
車巡回活動を実施します。



広報協力依頼状

公益社団法人江東西青色申告会
会長 大村 彰男 殿

貴会におかれましては、平素より税務行政に
対し深い御理解と多大なる御協力をいただき
厚く御礼申し上げます。

さて、まもなく令和5年分の確定申告が始まり
ますが、本年におきましても、スマホ申告の利用
促進・インボイス制度の周知・申告書の早期提出
及び期限内納付等について広報車を利用した
幅広い広報を行っていただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

令和6年1月16日

江東西税務署長 平栗 芳治

また、江東西青色申告会では随時、役員による広報
活動を実施しています。見かけましたら、お気軽にお
声がけください。

各種会員サービス

青色申告会では、様々なサービスや割引などの特典
が受けられます。期間限定サービスもございますので、
詳しくは事務局までお気軽にお問い合わせください。

【保険共済／団体保険】

- ★青色共済
- ★東京青色傷害保険
- ★東京青色がん保険
- ★東京青色医療保険
- ★東京青色交通事故傷害保険
- ★東京青色自転車保険
- ★東京青色団体介護保険
- ★青色PL保険
- ★関東自動車共済
- ★とつきよう共済の火災共済
- ★アフラック
- ★大樹生命

【各種制度のご紹介＆割引特典】

- ★小規模企業共済や中小企業退職金共済などの節税
対策をご紹介
- ★旅行、レジャー、飲食店の割引や三井住友トラスト
ゴールドカード年会費割引
- ★家のことならパナソニックホームズ
- ★葬儀のことなら平安祭典・儀式サービス

事務局からのお知らせ

【口座振替のご案内】

青色共済にご加入されている方は、口座の残高の確
認をお願いします。

また、各種の引き落とし日は次の通りです。ご確認
ください。よろしくお願いいたします。

引落日	振替内容
4月8日	青色共済
5月7日	自転車保険 ジョブカン会計
6月6日	青色申告会の会費
6月24日	傷害保険 がん保険
7月23日	介護保険
7月29日	医療保険
10月7日	青色共済
12月6日	青色申告会の会費
12月23日	傷害保険 がん保険
12月27日	医療保険(中途加入)
1月23日	介護保険

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

国税庁からのお知らせ

【確定申告期における

税務署等の閉庁日対応】

合同会場（東京国税局1階会議室）は令和6年2月25日（日）に閉庁日対応を実施します。

ただし、確定申告電話相談センターについては令和6年2月18日（日）及び令和6年2月25日（日）に実施。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

インボイス制度注意事項

【登録の取り消し】

○インボイス発行事業者の登録を取り消すケース
翌課税期間の初日から登録を取り消すこととすると
きは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日まで
に届出書を提出する必要がある、同日の翌日以後の提出
の場合、翌々課税期間の初日から取消しとなる。

○令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に
登録申請に関する経過措置の適用により登録を行
い、登録を取り消すケース

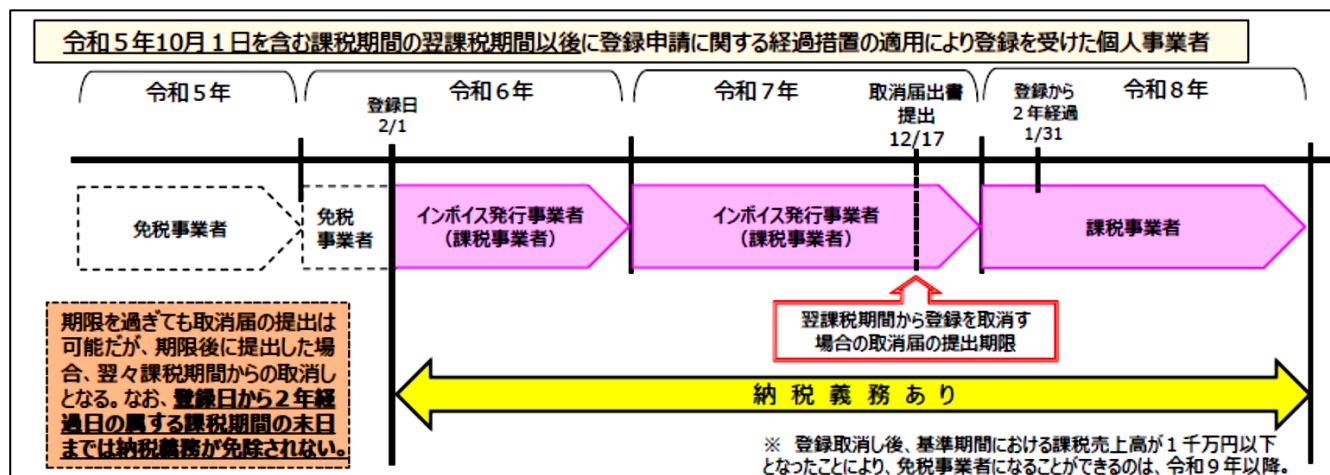
国税の 簡単! 便利な! 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない。非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。

下記図を参考にしてください。
詳しくお知らせになります。
方は国税庁ホームページをご覧ください。



自転車保険

自転車に関わるケガの補償や損害賠償責任の補償に対応!

団体割引25%適用のため、割安な保険料!

日常生活賠償保険金 最高1億円補償!

東京都でも自転車保険の加入が義務化されました。

◎パーソナルタイプ(個人型)

被保険者: ご登録いただいた方ご本人(事業主でなくてもOK!)

◎ファミリータイプ(家族型)

①会員本人、②配偶者、③同居の親族

④別居の未婚(これまでに婚姻歴が無い)の子

* いちばん自転車に乗る頻度が高い方を被保険者にして、加入されることをお勧めします。

給付状況をお知らせします。

令和5年11月1日〜12月31日

入院見舞金 : 3件
弔慰金 : 1件

青色共済給付報告